

蕨市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用防犯カメラの設置を推進することにより、地域における防犯力の向上を図るため、市が予算の範囲内において蕨市家庭用防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付及び手続に関し、この要綱に定めがない事項については、蕨市補助金等交付規則（平成4年蕨市規則第34号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用防犯カメラ 自ら居住し、又は所有する住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。以下「自宅等」という。）への侵入犯罪等を未然に防止するために屋外（共同住宅にあっては、屋内の共用部分を含む。）に常設する撮影装置をいう。
- (2) 共同住宅 市内に存し、戸数が4戸以上の共同住宅であって、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅及びこれに準ずる住宅に該当しないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 第9条の規定による実績報告時において、市内に住所を有し、自宅等に居住する世帯の世帯主であること。
- イ 共同住宅の所有者又は管理組合の理事長であること。

(2) 同一の自宅等について、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。ただし、この要綱による補助金の交付決定を受けた日から5年を経過している場合を除く。

(3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

(4) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び国民健康保険税又は法人市民税（当該法人の法

人市民税が非課税等の事情がある場合にあっては、法人税)を滞納していないこと。

(5) 自宅等を賃借している場合は、家庭用防犯カメラの設置について自宅等の所有者の同意を得ていること。

(補助の対象となる家庭用防犯カメラ等)

第4条 補助金の交付対象となる家庭用防犯カメラは、補助対象者が自宅等及び車庫、倉庫等の附属建物に設置するものであって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 自宅等(隣接する公共空間を含む。)を継続して撮影し、撮影した画像又は映像を常時記録する機能を備えたもの

(2) 夜間撮影ができるもの

(3) 追跡機能を有しないもの

(4) 賃借により設置したものではないもの

2 前項の家庭用防犯カメラを設置する自宅等が多世帯住宅であるときは、一の住宅として扱うものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、家庭用防犯カメラの設置に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

(1) 家庭用防犯カメラの購入費

(2) 家庭用防犯カメラの設置に係る工事費(既存設備の撤去及び移設に要する費用を除く。)

(3) 家庭用防犯カメラの設置を示す表示板の設置に係る費用

(補助金額等)

第6条 第3条第1号アに該当する者に対する補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20,000円を上限とする。

2 第3条第1号イに該当する者に対する補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、100,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、蕨市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置する家庭用防犯カメラの概要が分かる書類等
 - (2) 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し
 - (3) 家庭用防犯カメラの設置場所の現況写真及び撮影する範囲を明示した見取図
 - (4) 家庭用防犯カメラの適正運用に関する誓約書（様式第2号）
 - (5) 家庭用防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書（自宅等の所有者以外の者が申請する場合に限る。）
 - (6) 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他の本人確認書類の写し
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の書類のうち、公簿等により確認ができるものについては、当該書類の添付を省略させることができる。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を実施し、適当と認めるときは蕨市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めるときは蕨市家庭用防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第1項第4号の誓約書の内容を遵守するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、家庭用防犯カメラの設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、蕨市家庭用防犯カメラ設置費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭用防犯カメラの設置に係る領収書の写し
- (2) 設置した家庭用防犯カメラの現況写真（第5条第3号の表示板を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を実施し、適当と認めるときは、補助金額を確定し、蕨市家庭用防犯カメラ設置費補助金額確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 1 1 条 前条の規定による通知を受けた者は、蕨市家庭用防犯カメラ設置費補助金
交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付
するものとする。

（補助金の返還）

第 1 2 条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が、次の各号のいずれか
に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還
させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 第 8 条第 1 項の交付決定前に家庭用防犯カメラを設置したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

（委任）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長
が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱の施行に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行う
ことができる。